

川西町の公共建築物等における 木材の利用促進に関する基本方針

平成26年3月20日策定

第1 趣旨

この基本方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき策定された山形県の基本方針「やまがたの公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」に即して、積極的に周辺地域産木材（以下「地域産材」という。）の利用を促進するため、法第9条第1項の規定に基づき川西町が整備する公共建築物等の木造化及び内装等の木質化等を図るために必要な基本的事項を定めるものである。

第2 公共建築物等における木材利用促進の意義

地域産材の利用を促進することは、地域の林業再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する水源涵養や地球温暖化防止などの多面的な機能を持続的に発揮し、地域経済の活性化や雇用の創出にも資するものである。

多くの住民が利用する公共建築物に木質建材を多く取り入れることは、木材の持つ調湿性や断熱性などの多くの利点に触れその良さを実感する機会を広く提供することができ、木材の特性やその利用の促進を図る意義について住民の理解を効果的に深めることにもつながる。

このようなことから、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を高める直接的な効果はもとより、公共以外の住宅などの一般建築物における木材利用の促進、建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料、木質ペレットなどのバイオマスエネルギーとしての利用等、木材の需要拡大といった波及効果も大いに期待できる。

第3 公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建築物とする。

(1) 町が整備する公共の用または公用に供する建築物

広く住民の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、プール等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、役場庁舎、教員等宿舎、産業振興施設、観光施設、その他の施設

(2) 町以外の者が整備する公共性の高い建築物

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業等が広く住民に利用され、地域住民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる(1)に準ずる施設等

2 町が整備する公共建築物等における木材利用の目標

町が整備する木材利用を促進すべき公共建築物等のうち、低層の公共建築物(高さ13m以下かつ軒高9m以下、延べ床面積3,000㎡以下)については、新築、増築又は改築を行う場合は、原則として木造とすること、また、高層・低層にかかわらず、内装等で木質化を図ることが可能な部分については木質化を図ることを目標とする。

なお、公共建築物において利用する木材は、原則として置賜地方産材の使用に努めることとするが、可能な限り川西町内産材を使用し、置賜地方産材の入手が困難な場合において、山形県内産材もしくは近隣の地方産材等へと区域を徐々に拡大して調達を図るものとする。

第4 公共建築物等における地域産材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物における地域産材の利用を効果的に促進していくため、町をはじめ、

森林所有者、森林組合、林業従事者、木材製造業者その他木材供給に関わるものが連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業集約化等による生産性の向上に努めるものとする。

さらに、県や木材関連団体と連携し、地域産材の需要と供給に関する情報の共有を図り、地域産材の安定供給体制の整備に取り組むものとする。

また、町においては、木材供給に関わる関係者の取り組みを促進するため、必要な施策の推進を図るものとする。

第5 その他地域産材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物の整備

木材を利用するに当たっては、使用目的に合う適切な品質の確保や設計上の工夫など効率的な木材調達等によって、建設コストの低減に努めるものとする。また、公共建築物等を整備するに当たり、建設コストのみならず、維持管理及び解体や廃棄等のコストについても考慮したうえで木材の利用に努めるものとする。

2 備品や消耗品等の購入

購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断したうえで、積極的な木材製品の購入に努めるものとする。